(別紙5)

【参考】住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令による改正後の住民基本台帳法施行規則(平成二十二年総務省

令第百十三号) 新旧対照表

0

住民基本台帳法施行規則 (平成十一年自治省令第三十五号) ※意見募集を行った案からの修正は赤字部分

(二重線は今回改正による改正部分、傍線の部分は一部改正省令(平成二十二年総務省令第百十三号)による改正部分)

(転出地市町村長から転入地市町村長への通知事項)	にしなければならない。ド(以下「住民基本台帳カード」という。)の交付を受けている旨を明らか、市町村長に対し、法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カー	第六条 法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をしようとする者は(最初の転入届の手続)	障その他の事由により電気通信回線を通じた送信ができない場合とする。2 法第十九条第四項に規定する総務省令で定める場合は、電気通信回線の故、総務大臣が定める。	ものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については第五条の二 法第十九条第四項の規定による通知は、電子計算機の操作による(戸籍の附票の記載の修正のための通知の方法)	改正案
(新設)	を明らかにしなければならない。 、市町村長に対し、法第二十四条の二第一項に規定する付記転出届をした旨	第六条 法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をしようとする者は(最初の転入届の手続)		(新設)	現行

第七条の二 るかの別 該住民基本台帳カードの様式が別記様式第一又は別記様式第二のいずれであ に転入地市 令第二十四条の三第七号に規定する総務省令で定めるものは、 町村長が用いる符号その他住民基本台帳カードの管理のために必 当該住民基本台帳カードが真正なものであることを確認するため 当

(現に届出の任に当たっている者を特定する方法

要な事項とする。

第八条 いずれかの方法によるものとする。 法第二十七条第二項の規定による提示若しくは提出又は説明は、 次の

証 であって現に届出の任に当たっている者が本人であることを確認するた 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許 許可証若しくは資格証明書等 (本人の写真が貼付されたものに限る。

め市町村長が適当と認める書類を提示する方法

(略)

(都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項)

第十一条 令第三十条の五第一号に規定する総務省令で定める記載の事由は、

次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

出に基づき住民票の記載を行った場合 法第二十二条、 第三十条の四十六及び第三十条の四十七の規定による届 転入等

(略)

2 \ \ 4 略

(現に届出の任に当たっている者を特定する方法)

第八条 いずれかの方法によるものとする。 法第二十七条第二項の規定による提示若しくは提出又は説明は、 次の

限る。)であって現に届出の任に当たっている者が本人であることを確認 するため市町村長が適当と認める書類を提示する方法 た免許証、 基本台帳カード」という。)又は旅券、 法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード 許可証若しくは資格証明書等 運転免許証その他官公署が発行し (本人の写真が貼付されたものに ( 以 下 「住民

(略)

(都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項)

第十一条 令第三十条の五第一号に規定する総務省令で定める記載の事由は、

次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

法第二十二条の規定による届出に基づき住民票の記載を行った場合 転

入

二 三

(略)

2 \ \ 4 (略)

(削除)

(住民基本台帳カードの交付申請書の記載事項

第三十四条 住民基本台帳カードの交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という の氏名、 法第三十条の四十四第二項に規定する総務省令で定める事項は、 住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別並びに

交付を受けようとする住民基本台帳カードの様式とする。

(写真の添付)

第三十五条 略することができる。 らない。ただし、 を受けようとする者は、法第三十条の四十四第二項に規定する交付申請書に 申請前六月以内に撮影した無帽、 「住所地市町村長」という。 交付申請者で別記様式第二に規定する住民基本台帳カードの交付 法第三十条の四十四第 が必要がないと認めるときには、 正面、 項に規定する住所地市町村長 無背景の写真を添付しなければな 添付を省 以

(住民基本台帳カードの交付の手続)

第三十六条 令第三十条の十五第一項に規定する総務省令で定める書類は、 次

> (住民基本台帳カードの 表面 記載事項等

第三十四条 住民基本台帳カー の表面に記載する事項 は 氏名 (別記様式第

一に規定する住民基本台帳カードについては、 氏名、 出生の年月日

男女の

別及び住所)とし、 半導体集積回路に記録する事項は、 住民票コードとする

住民基本台帳カードの交付申請書の記載事項

第三十五条 住民基本台帳カードの交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という 交付を受けようとする住民基本台帳カードの様式とする の氏名、 法第三十条の四十四第二項に規定する総務省令で定める事項は、 住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別並びに

(写真の添付)

第三十六条 ことができる。 らない。ただし、 を受けようとする者は、法第三十条の四十四第二項に規定する交付申請書に 申請前六月以内に撮影した無帽、 交付申請者で別記様式第二に規定する住民基本台帳カードの交付 市町村長が必要がないと認めるときには、添付を省略する 正面 無背景の写真を添付しなければな

(住民基本台帳カードの交付の手続)

第三十七条 令第三十条の十五第一項に規定する総務省令で定める書類は、 次

格を証明する書類とする。 に掲げるいずれかの書類及び法定代理人にあっては、戸籍謄本その他その資

) であって交付申請者が本人であることを確認するため住所地市町村長が証、許可証若しくは資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。一 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許

適当と認めるもの

- て文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類を及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵と及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵二 住民基本台帳カードの交付の申請について、交付申請者が本人であるこ
- て文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類便その他住所地市町村長が適当と認める方法により当該交付申請者に対しと及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵 住民基本台帳カードの交付の申請について、交付申請者が本人であるこ

### 二 (略)

地市町村長が適当と認めるもの)であって交付申請者が指定した者が本人であることを確認するため住所証、許可証若しくは資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。三 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許

# (住民基本台帳カードの様式)

格を証明する書類とする。 に掲げるいずれかの書類及び法定代理人にあっては、戸籍謄本その他その資

- 認めるもの

  一位民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許
- で照会したその回答書及び市町村長が適当と認める書類便その他市町村長が適当と認める方法により当該交付申請者に対して文書と及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵一住民基本台帳カードの交付の申請について、交付申請者が本人であるこ
- 一 住民基本台帳カードの交付の申請について、交付申請者が本人であるこ書類とする。 書類とする。
- で照会したその回答書及び市町村長が適当と認める書類便その他市町村長が適当と認める方法により当該交付申請者に対して文書と及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵一(住民基本台帳カードの交付の申請について、交付申請者が本人であるこ

## 二 (略)

村長が適当と認めるもの)であって交付申請者が指定した者が本人であることを確認するため市町証、許可証若しくは資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。三 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許

# (住民基本台帳カードの様式)

第三十七条 住民基本台帳カードの様式は、 別記様式第一及び第二のとおりと

する。

(住民基本台帳カードの再交付を求めることができる場合)

第三十八条 民基本台帳カードの機能が損なわれた場合とする。 令第三十条の十七第一項に規定する総務省令で定める場合は、 住

(住民基本台帳カードの再交付申請書の記載事項

第三十九条 再交付を受けようとする事由とする。 付を受けようとする住民基本台帳カードの様式並びに住民基本台帳カード 請者の氏名、 令第三十条の十七第 住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別、 一項に規定する総務省令で定める事項は、 再交 申 0)

(住民基本台帳カードの有効期間内の交付を求めることができる場合)

第四十条 欄の余白がなくなったときその他住所地市町村長が特に必要と認めるときと 令第三十条の十八第一項に規定する総務省令で定める場合は、 追記

する。

(住民基本台帳カードの返納届の記載事項)

第四十 る事項は、 <u>·</u> 条 住民基本台帳カードの交付を受けている者の氏名及び住所とする 令第三十条の一  $\overline{+}$ 第 |項及び第三項に規定する総務省令で定め

第三十八条

する。

住民基本台帳カードの様式は、 別記様式第一及び第二のとおりと

(住民基本台帳カードの再交付を求めることができる場合)

第三十九条 令第三十条の十八第一項に規定する総務省令で定める場合は、 住

民基本台帳カードの機能が損なわれた場合とする。

(住民基本台帳カードの再交付申請書の記載事項)

第四十条 者の氏名、 を受けようとする住民基本台帳カードの様式並びに住民基本台帳カードの再 交付を受けようとする事由とする。 令第三十条の十八第 住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別 一項に規定する総務省令で定める事項は、 再交付 申請

(住民基本台帳カードの有効期間内の交付を求めることができる場合)

第四十一条 記欄の余白がなくなったときその他市町村長が特に必要と認めるときとする 令第三十条の十九第 項に規定する総務省令で定める場合は、 追

(住民基本台帳カードの返納届の記載事項)

第四十二条 る事項は、 住民基本台帳カードの交付を受けている者の氏名及び住所とする 令第三十条の二十三 第 一項及び第三項に規定する総務省令で定め

(削除)

(住民基本台帳カードを交付した場合等の通知の方法)

計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技第四十二条 令第三十条の二十四第五項及び第七項の規定による通知は、電子 | 1

(住民基本台帳カードの暗証番号)

術的基準については、

総務大臣が定める。

法定代理人は、数字四桁からなる暗証番号を設定しなければならない。理人が住民基本台帳カードの交付を受けるときは、当該交付申請者又はその第四十三条 令第三十条の十五第一項の規定により交付申請者又はその法定代

- 欄に掲げる国の機関若しくは法人から法に規定する事務若しくはその処理すうを求められたとき又は住所地市町村長以外の市町村長その他の市町村の執行機関から暗証番号の入するに当たり、住所地市町村長その他の市町村の執行機関から暗証番号の入するに当たり、住所地市町村長の他の市町村の執行機関から暗証番号の入するに当たり、住所地市町村長の他の市町村の執行機関から暗証番号の入するに当たり、住所地市町村長の他の市町村の執行機関から暗証番号の入り、住民基本台帳カードを利用

(住民基本台帳カードの返納の際の通知の方法)

作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準に第四十三条。令第三十条の二十三第四項の規定による通知は、電子計算機の操

ついては、総務大臣が定める。

(住民基本台帳カードを交付した場合等の通知の方法)

術的基準については、総務大臣が定める。計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技第四十四条(令第三十条の二十五第二項及び第四項の規定による通知は、電子

(住民基本台帳カードの暗証番号)

理人が住民基本台帳カードの交付を受けるときは、当該交付申請者又はその第四十五条。令第三十条の十五第一項の規定により交付申請者又はその法定代

法定代理人は、

数字四桁からなる暗証番号を設定しなければならない。

- ならない。 
  者の指定した者は、数字四桁からなる暗証番号を市町村長に届け出なければ台帳カードの交付を受けるときは、前項の規定にかかわらず、当該交付申請2 令第三十条の十五第二項の規定により交付申請者の指定した者が住民基本
- その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関若し村長その他の市町村の執行機関から暗証番号の入力を求められたとき又はそ村長その他の市町村の執行機関から暗証番号の入力を求められたとき又はそ は民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードを利用

場合において暗証番号の入力を求められたときは、入力装置に暗証番号を入の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要があるる事務であって法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報

力しなければならない。

(住民基本台帳カードの技術的基準)

(通称の記載及び削除に係る申出書の記載事項)

氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別並びに令第三第四十五条 令第三十条の二十六第一項に規定する総務省令で定める事項は、

十条の二十六第一項に規定する通称(以下「通称」という。) として記載書

居住関係の公証のために住民票に記載されることが必要であると認められるれるべきを求める呼称が国内における社会生活上通用していることその他の

事由の説明とする。

2 令第三十条の二十六第四項に規定する総務省令で定める事項は、氏名、住

所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別とする。

(外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合の読替え)

第四十六条 法第三十条の四十五に規定する外国人住民 (以下「外国人住民」

という。)に係る住民票に通称が記載されている場合におけるこの省令の規

行のため必要がある場合において暗証番号の入力を求められたときは、入力に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂若しくはその処理する事務であって法の定めるところにより当該事務の処理くは法別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人から法に規定する事務

(住民基本台帳カードの技術的基準)

装置に暗証番号を入力しなければならない。

第四十六条 住民基本台帳カードに関する技術的基準については、総務大臣が

(新設)

定める。

(新設)

は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句

		第 2
		及び別記様式
氏名/通称	氏名	別記様式第1
		第七号
		二第二号及び
		第二十七条の
		第七号並びに
		二第二号及び
氏名及び通称	氏名	第二十一条の
という。)		
の二までにおいて「通称」		
以下この条から第二十七条		
六第一項に規定する通称(		項第二号
氏名及び令第三十条の二十	氏名	第十一条第三

(在留カードに代わる書類等)

法」という。) 附則第七条第一項に規定する法務大臣が中長期在留者(出入者令で定める場合は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号。次項において「入管法等改正法の主人会の法律(平成二十一年法律第七十九号。次項において「入管法等改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号。次項において「入管法等改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号。次項において「入管法等改正する等の法律(平成二十年)」

(新設)

国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下この項におい国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号。以下この項におい国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号。以下この項におい

2

(中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例)

- されていないものが新たに市町村の区域内に住所を定めた場合 法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等で、住民基本台帳に記録
- に規定する中長期在留者等となった後に転入をした場合除く。)で、住民基本台帳に記録されていないものが法第三十条の四十六日本の国籍を有しない者(法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者を

(外国語で作成した文書への訳文の添付)

第四十九条 法第三十条の四十八又は第三十条の四十九に規定する世帯主との

続柄を証する文書で外国語によって作成されたものについては、翻訳者を明

らかにした訳文を添付しなければならない。

(外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出を要しない場合)

令第三十条の二十九第四号の総務省令で定める場合は、

次に掲げる

第五十条

(新設)

(新設)

(新設)

# 場合とする。

- 一 世帯主でない外国人住民が法第二十五条の規定による届出をする場合

#### 附則

## (施行期日)

該各号に定める日から施行する。という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律(以下「改正法」

# (外国人住民に係る住民票に関する経過措置)

(略)	別記様式第2( <u>第37</u> ≪関係)	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	別記様式第1 (第37条関係)	票の記載の修正が行われていないもの以外のものとする。	令(平成二十二年政令第二百五十三号)附則第五条の規定により当該仮住民	項に変更のあった場合において、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政	よる改正後の住民基本台帳法第二十二条第一項第二号又は第五号に掲げる事
(略)	別記様式第2( <u>第38米関係</u> )	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	別記様式第1 (第38米関係)				

改正案	現	行
別表(第三条関係)	別表(第三条関係)	
法令名 条項	法令名	条項
法律第二百九十二号)	年法律第二百九十二号)	第三十条の十八第一項